

広島市環境影響評価条例の 施行に関する基準

平成 11 年 6 月 12 日
広島市告示第 232 号

改 正

平成 25 年 4 月 1 日 広島市告示第 138 号
令和 3 年 4 月 1 日 広島市告示第 193 号

広島市環境影響評価条例の施行に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広島市環境影響評価条例(平成11年広島市条例第30号)の施行に関して必要な事項を、広島市環境影響評価条例施行規則(平成11年広島市規則第79号。以下「規則」という。)第2条第1項の別表の(7)の表の備考の2の(2), 規則第27条第1項, 規則第53条第1項及び規則附則第5項の規定に基づき定めるものとする。

(公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る第二種事業の要件)

第2条 規則第2条第1項の別表の(7)の表の備考の2の(2)の規定による工場又は事業場で市長が定めるものは、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、ガス業、水道業、医療業、廃棄物処理業、自動車整備業等のいずれかに係るものとする。

(軽微な修正)

第3条 規則第53条第1項の規定による軽微な修正で市長が定める事業の諸元の修正及び要件は、別表第1のとおりとする。

(軽微な変更)

第4条 規則第27条第1項の規定による軽微な変更で市長が定める事業の諸元の変更及び要件は、別表第2のとおりとする。

(経過措置)

第5条 規則附則第5条の規定による経過措置に係る対象事業で市長が定める規模未満のものは、別表第3のとおりとする。

附 則

この基準は、平成11年6月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1（規則第 5 3 条関係）

(1) 道路の新設又は改築の事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
自動車専用道路，指定都市高速道路，道路法の道路又はその他の道路	道路の長さ	道路の長さが 20 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の実施予定区域の位置	修正前の対象事業の実施予定区域から 100 メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施予定区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
林道	林道の長さ	林道の長さが 20 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の実施予定区域の位置	修正前の対象事業の実施予定区域から 200 メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施予定区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。

備考 この表において「対象事業の実施予定区域」とは，対象事業の実施を予定している区域をいう。

(2) ダムの新築，^{せき}堰の新築又は改築その他河川工事の事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
ダム	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部位の面積が修正前の貯水面積の 20 パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
^{せき} 堰	^{たん} 湛水区域の位置	新たに ^{たん} 湛水区域となる部分の面積が修正前の ^{たん} 湛水面積の 20 パーセント未満であること。
	固定 ^{せき} 堰又は可動 ^{せき} 堰の別	
放水路	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の 20 パーセント未満であること。

(3) 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
鉄道	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路（一の停車場に係るものを除く。以下同じ。）の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
軌道	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。

備考 この表において「本線路施設区域」とは、対象事業の実施を予定している区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。

(4) 空港その他の飛行場又はその施設の設置又は変更の事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
滑走路の長さ	滑走路の長さが125メートルを超えて増加しないこと。
飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が10ヘクタール未満であること。

(5) 電気工作物の設置又は変更の工事の事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
水力発電所	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
	せき ^{せき} たん ^{たん} 堰の湛水区域の位置	新たにせき ^{せき} たん ^{たん} 堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積 ^{たん} の20パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
火力発電所	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の実施予定区域の位置	修正前の対象事業の実施予定区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施予定区域とならないこと。
	原動力の別	
	燃料の種類	
	冷却方式の別	
風力発電所	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の実施予定区域の位置	修正前の対象事業の実施予定区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施予定区域とならないこと。
太陽電池発電所	施行区域の位置	次の各号のいずれにも該当するもの (1) 新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。 (2) 修正前の施行区域から300メートル以上離れた区域が新たに施行区域とならないこと。

備考

- この表において「対象事業の実施予定区域」とは、対象事業の実施を予定している区域をいう。

2 この表において「原動力の別」とは、原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別をいう。

3 この表において「冷却方式の別」とは、冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別をいう。

(6) 廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
廃棄物焼却施設	処理能力	1 時間当たりの処理能力が 2 0 パーセント以上増加しないこと。
	焼却施設の別	
	対象事業の実施予定区域の位置	修正前の対象事業の実施予定区域から 1 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施予定区域とならないこと。
し尿処理施設	処理能力	1 日当たりの処理能力が 2 0 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の実施予定区域の位置	修正前の対象事業の実施予定区域から 1 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施予定区域とならないこと。
最終処分場	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の 2 0 パーセント未満であること。
	埋立容量	埋立容量が 2 0 パーセント以上増加しないこと。
	最終処分場の別	

備考

1 この表において「焼却施設の別」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年法律第 3 0 0 号）第 7 条第 3 号の汚泥（P C B 汚染物及び P C B 処理物であるものを除く。）の焼却施設、同条第 5 号の廃油（廃 P C B 等を除く。）の焼却施設、同条第 8 号の廃プラスチック類（P C B 汚染物及び P C B 処理物であるものを除く。）の焼却施設、同条第 1 2 号の廃 P C B 等、P C B 汚染物又は P C B 処理物の焼却施設若しくは同条第 1 3 号の 2 の産業廃棄物の焼却施設（同条第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 1 2 号に掲げるものを除く。）の別をいう。

2 この表において「対象事業の実施予定区域」とは、対象事業の実施を予定している区域をいう。

- 3 この表において「最終処分場の別」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別をいう。

(7) 公有水面の埋立て又は干拓の事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
第一種事業 又は第二種 事業	埋立干拓区域の 位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の20パーセント未満であること。

(8) 土地区画整理事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
第一種事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
第二種事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。

(9) 住宅団地の造成事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。

(10) 工業団地の造成事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
排出ガス量	排出ガス量が20パーセント以上増加せず、又は4万立方メートル以上とならないこと。
排出水量	排出水量が20パーセント以上増加せず、又は5,000立方メートル以上とならないこと。

(11) 流通業務団地の造成事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。

(12) スポーツ、レクリエーション施設等の新設又は増設の事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
都市公園又は第二種特定工作物	形状変更区域の位置	新たに形状変更区域となる部分の面積が修正前の形状変更区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
ゴルフコース	形状変更区域の位置	新たに形状変更区域となる部分の面積が修正前の形状変更区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、1ヘクタール未満であること。

(13) 下水道の終末処理場の新設又は増設の事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
対象事業の実施予定区域の位置	修正前の対象事業の実施予定区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施予定区域とならないこと。
計画処理人口	計画処理人口が20パーセント以上増加しないこと。

備考 この表において「対象事業の実施予定区域」とは、対象事業の実施を予定している区域をいう。

(14) 工場又は事業場の新設又は増設の事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
形状変更区域の位置	新たに形状変更区域となる部分の面積が修正前の形状変更区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
対象事業の実施予定区域の位置	修正前の対象事業の実施予定区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施予定区域とならないこと。
排出ガス量	排出ガス量が20パーセント以上増加せず、又は4万立方メートル以上とならないこと。
排出水量	排出水量が20パーセント以上増加せず、又は5,000

	立方メートル以上としないこと。
--	-----------------

備考 この表において「対象事業の実施予定区域」とは、対象事業の実施を予定している区域をいう。

(15) 土石等の採取の事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
採取場の区域の位置	新たに採取場の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。

(16) 大規模建築物の新築の事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
建築物の高さ	建築物の高さが20パーセント以上増加しないこと。
建築物の延べ面積	建築物の延べ面積が20パーセント以上増加しないこと。
対象事業の実施予定区域の位置	修正前の対象事業の実施予定区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施予定区域とならないこと。

備考 この表において「対象事業の実施予定区域」とは、対象事業の実施を予定している区域をいう。

(17) 墓地又は墓園の新設の事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
形状変更区域の位置	新たに形状変更区域となる部分の面積が修正前の形状変更区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。

(18) 複合用地の造成事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
第一種事業 又は第二種 事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。

別表第 2（規則第 27 条関係）

(1) 道路の新設又は改築の事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
自動車専用道路，指定都市高速道路，道路法の道路又はその他の道路	道路の長さ	道路の長さが 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の実施区域の位置	変更前の対象事業の実施区域から 100 メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土，切土，トンネル，橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土，切土，トンネル，橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した 1,000 メートル以上の区間において変更しないこと。
	インターチェンジ等区域の位置	変更前のインターチェンジ等区域から 500 メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。
林道	林道の長さ	林道の長さが 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の実施区域の位置	変更前の対象事業の実施区域から 200 メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが 20 メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たにを行い，又は行わないこととするものでないこと。

備考 この表において「インターチェンジ等区域」とは，自動車専用道路又は指定都市高速道路（以下「指定都市高速道路等」という。）と交通の用に供する施設を連結させるための指定都市高速道路等の施設その他の道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設で当該指定都市高速道路等の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域をいう。

(2) ダムの新築、^{せき}堰の新築又は改築その他河川工事の事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
ダム	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の１０パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業の実施区域の位置	変更前の対象事業の実施区域から５００メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施区域とならないこと。
^{せき} 堰	^{たん} 湛水区域の位置	新たに ^{たん} 湛水区域となる部分の面積が変更前の ^{たん} 湛水面積の１０パーセント未満であること。
	固定 ^{せき} 堰又は可動 ^{せき} 堰の別	
	^{せき} 堰の位置	^{せき} 堰の両端のいずれかが５００メートル以上移動しないこと。
放水路	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の１０パーセント未満であること。

(3) 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
鉄道	鉄道の長さ	鉄道の長さが１０パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から１００メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において１０キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が１０パーセント以上増加せず、又は１日当たり１０本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した５００メートル以上の区間において変更しないこと。

	はその他の構造の別	
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
軌道	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される車両の本数	地上の部分において、運行される車両の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した500メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。

備考 この表において「本線路施設区域」とは、対象事業の実施区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。

(4) 空港その他の飛行場又はその施設の設置又は変更の事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
滑走路の長さ	滑走路の長さが125メートルを超えて増加しないこと。
飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が10ヘクタール未満であること。
対象事業の実施区域の位置	変更前の対象事業の実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施区域とならないこと。
利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。

備考 この表において「飛行場周辺区域」とは、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和42年政令第284号）第

6 条の規定を適用した場合における同条の値が 7 5 以上となる区域をいう。

(5) 電気工作物の設置又は変更の工事の事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
水力発電所	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が 1 0 パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の 1 0 パーセント未満であること。
	せき たん 堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の たん 湛水面積の 1 0 パーセント未満であり、又は 1 ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業の実施区域の位置	変更前の対象事業の実施区域から 5 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの 2 0 パーセント未満であり、又は 1 0 0 メートル未満であること。
火力発電所	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が 1 0 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の実施区域の位置	変更前の対象事業の実施区域から 3 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施区域とならないこと。
	原動力の別	
	燃料の種類	
	冷却方式の別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が 1 0 パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	はい煙の時間排出量が 1 0 パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが 1 0 パーセント以上減少しないこと。

	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が１００メートル以上移動しないこと。
風力発電所	発電所の出力	発電所の出力が１０パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の実施区域の位置	変更前の対象事業の実施区域から３００メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が１００メートル以上移動しないこと。
太陽電池発電所	施行区域の位置	次の各号のいずれにも該当するもの (1) 新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の１０パーセント未満であり、かつ、５ヘクタール未満であること。 (2) 変更前の施行区域から３００メートル以上離れた区域が新たに施行区域とならないこと。

備考

- この表において「原動力の別」とは、原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別をいう。
- この表において「冷却方法の別」とは、冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別をいう。

(6) 廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
廃棄物焼却施設	処理能力	１時間当たりの処理能力が１０パーセント以上増加しないこと。
	焼却施設の別	
	対象事業の実施区域の位置	変更前の対象事業の実施区域から１００メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施区域とならないこと。
し尿処理施設	処理能力	１日当たりの処理能力が１０パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の実施区域の位置	変更前の対象事業の実施区域から１００メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施区域とならないこと。

最終処分場	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の１０パーセント未満であること。
	埋立容量	埋立容量が１０パーセント以上増加しないこと。
	最終処分場の別	

備考

- この表において「焼却施設の別」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年法律第３００号）第７条第３号の汚泥（ＰＣＢ汚染物及びＰＣＢ処理物であるものを除く。）の焼却施設、同条第５号の廃油（廃ＰＣＢ等を除く。）の焼却施設、同条第８号の廃プラスチック類（ＰＣＢ汚染物及びＰＣＢ処理物であるものを除く。）の焼却施設、同条第１２号の廃ＰＣＢ等、ＰＣＢ汚染物又はＰＣＢ処理物の焼却施設若しくは同条第１３号の２の産業廃棄物の焼却施設（同条第３号、第５号、第８号及び第１２号に掲げるものを除く。）の別をいう。
- この表において「最終処分場の別」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第１４号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別をいう。

(7) 公有水面の埋立て又は干拓の事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
第一種事業 又は第二種 事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の１０パーセント未満であること。
	対象事業の実施区域の位置	変更前の対象事業の実施区域から５００メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施区域とならないこと。

(8) 土地区画整理事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
第一種事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の１０パーセント未満であり、かつ、１０ヘクタール未満であること。
	土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が

		変更前の当該土地の面積の２０パーセント以上増加せず，又は５ヘクタール以上増加しないこと。
第二種事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の１０パーセント未満であり，かつ，５ヘクタール未満であること。
	土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の２０パーセント以上増加せず，又は５ヘクタール以上増加しないこと。

備考 この表において「土地の面積」とは，土地の利用計画における工業の用，商業の用，住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積をいう。

(9) 住宅団地の造成事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の１０パーセント未満であり，かつ，５ヘクタール未満であること。
土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の２０パーセント以上増加せず，又は５ヘクタール以上増加しないこと。

備考 この表において「土地の面積」とは，土地の利用計画における工業の用，商業の用，住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積をいう。

(10) 工業団地の造成事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の１０パーセント未満であり，かつ，５ヘクタール未満であること。
土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の２０パーセント以上増加せず，又は５ヘクタール以上増加しないこと。
排出ガス量	排出ガス量が１０パーセント以上増加せず，又は４万立方メートル以上とならないこと。
排出水量	排出水量が１０パーセント以上増加せず，又は５，０００

	立方メートル以上とならないこと。
--	------------------

備考 この表において「土地の面積」とは、土地の利用計画における工業の用，商業の用，住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積をいう。

(11) 流通業務団地の造成事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の１０パーセント未満であり，かつ，５ヘクタール未満であること。
土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の２０パーセント以上増加せず，又は５ヘクタール以上増加しないこと。

備考 この表において「土地の面積」とは、土地の利用計画における工業の用，商業の用，住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積をいう。

(12) スポーツ，レクリエーション施設等の新設又は増設の事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
都市公園又は第二種特定工作物	形状変更区域の位置	新たに形状変更区域となる部分の面積が変更前の形状変更区域の面積の１０パーセント未満であり，かつ，５ヘクタール未満であること。
ゴルフコース	形状変更区域の位置	新たに形状変更区域となる部分の面積が変更前の形状変更区域の面積の１０パーセント未満であり，かつ，１ヘクタール未満であること。

(13) 下水道の終末処理場の新設又は増設の事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
対象事業の実施区域の位置	変更前の対象事業の実施区域から１００メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施区域とならないこと。
計画処理人口	計画処理人口が１０パーセント以上増加しないこと。

(14) 工場又は事業場の新設又は増設の事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
形状変更区域の位置	新たに形状変更区域となる部分の面積が変更前の形状変更区域の面積の１０パーセント未満であり，かつ，５ヘクタール未満であること。

対象事業の実施区域の位置	変更前の対象事業の実施区域から１００メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施区域とならないこと。
排出ガス量	排出ガス量が１０パーセント以上増加せず，又は４万立方メートル以上とならないこと。
排出水量	排出水量が１０パーセント以上増加せず，又は５，０００立方メートル以上とならないこと。

(15) 土石等の採取の事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
採取場の区域の位置	新たに採取場の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の１０パーセント未満であること。

(16) 大規模建築物の新築の事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
建築物の高さ	建築物の高さが１０パーセント以上増加しないこと。
建築物の延べ面積	建築物の延べ面積が１０パーセント以上増加しないこと。
対象事業の実施区域	変更前の対象事業の実施区域から１００メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施区域とならないこと。

(17) 墓地又は墓園の新設の事業

事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
形状変更区域の位置	新たに形状変更区域となる部分の面積が変更前の形状変更区域の面積の１０パーセント未満であり，かつ，５ヘクタール未満であること。

(18) 複合用地の造成事業

区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
第一種事業 又は第二種 事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の１０パーセント未満であり，かつ，５ヘクタール未満であること。
	土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の２０パーセント以上増加せず，又は５ヘクタール以上増加しないこと。

備考 この表において「土地の面積」とは、土地の利用計画における工業の用，商業の用，住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積をいう。

別表第3 (規則附則第5条関係)

(1) 道路の新設又は改築の事業

区 分	要 件
道路法の道路	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 新設の事業であって、長さが5キロメートル未満であるもの (2) 改築の事業であって、車線の数増加に係る部分及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分の長さの合計が5キロメートル未満であるもの
林道	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 新設の事業であって、長さが10キロメートル未満であるもの (2) 改築の事業であって、幅員の増加に係る部分の長さが10キロメートル未満であるもの
その他の道路	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 新設の事業であって、長さが5キロメートル未満であるもの (2) 改築の事業であって、車線の数増加に係る部分の長さが5キロメートル未満であるもの

(2) ダムの新築、^{せき}堰の新築又は改築その他河川工事の事業

区 分	要 件
ダム	新築の事業であって、貯水面積が50ヘクタール未満であるもの
^{せき} 堰	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 新築の事業であって、 ^{たん} 湛水面積が50ヘクタール未満であるもの (2) 改築の事業であって、改築後の ^{たん} 湛水面積が50ヘクタール未満であるもの
放水路	新築の事業であって、土地の形状を変更する面積が50ヘクタール未満であるもの

(3) 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業

区 分	要 件
鉄道又は軌道	施設の改良の事業であって、改良に係る部分の長さが5キロメートル未満であるもの

(4) 電気工作物の設置又は変更の工事の事業

区 分	要 件
火力発電所	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 設置の事業であって、出力が7.5万キロワット未満であるもの (2) 発電設備の新設を伴う変更の工事の事業であって、出力が7.5万キロワット未満であるもの

(5) 廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の事業

区 分	要 件
し尿処理施設	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 設置の事業であって、1日当たりの処理能力が150キロリットル未満であるもの (2) 規模の変更の事業であって、1日当たりの処理能力の増加が150キロリットル未満であるもの
最終処分場	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 設置の事業であって、埋立処分場所の面積が10ヘクタール未満であるもの (2) 規模の変更の事業であって、埋立処分場所の面積の増加が10ヘクタール未満であるもの

(6) 土地区画整理事業

区 分	要 件
第一種事業又は第二種事業	施行区域の面積が50ヘクタール未満であるもの

(7) 住宅団地の造成事業

要 件
住宅団地の造成事業であって、施行区域の面積が50ヘクタール未満であるもの

(8) 工業団地の造成事業

要 件
工業団地の造成事業であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 施行区域の面積が50ヘクタール未満であるもの (2) 使用する燃料の当該工業団地における合計の量が重油換算で1時間当たり1

5 キロリットル未満であるもの

- (3) 排出水量の当該工業団地における合計の量が 1 万立方メートル未満であるもの

(9) 流通業務団地の造成事業

要 件
流通業務団地の造成事業であって、施行区域の面積が 5 0 ヘクタール未満であるもの

(10) スポーツ、レクリエーション施設等の新設又は増設の事業

区 分	要 件
都市公園又は第二種特定工作物	新設の事業であって、形状変更区域の面積が 5 0 ヘクタール未満であるもの

(11) 工場又は事業場の新設又は増設の事業

要 件
製造業等に係る工場又は事業場の新設又は増設の事業であって、次の各号のいずれかに該当するもの
(1) 新設の事業であって、形状変更区域の面積が 5 0 ヘクタール未満であるもの
(2) 増設の事業であって、増設の部分に係る形状変更区域の面積が 5 0 ヘクタール未満であるもの
(3) 新設の事業であって、使用する燃料の合計の量が重油換算で 1 時間当たり 1 5 キロリットル未満であるもの
(4) 増設の事業であって、使用する燃料の合計の増加する量が重油換算で 1 時間当たり 1 5 キロリットル未満であるもの

(12) 墓地又は墓園の新設の事業

要 件
墓地又は墓園の新設の事業であって、形状変更区域の面積が 5 0 ヘクタール未満であるもの

(13) 複合用地の造成事業

区 分	要 件
第一種事業又は第二種事業	施行区域の面積が 5 0 ヘクタール未満であるもの